

<p>府大教ニュース</p> <p>2021年6月期の非常勤教職員等 期末手当について</p>	<p>2021. 7. 16</p> <p>発行</p> <p>No. 774</p>	<p>府大教情宣部発行</p> <p>堺市中区学園町1-1 大阪府立大学内</p> <p>TEL/FAX 072(257)8992 (直通) 072(252)1161 (内線2751)</p> <p>e-mail: fudaikyou@leto.eonet.ne.jp http:// www.fudaikyo.org</p>
---	---	---

## 7月の給与支給日に非常勤教職員等に 期末手当が支給されます

2020年4月のパートタイム・有期雇用労働法の施行に伴い国家公務員法と地方公務員法が改正され、国や大阪府・市の非常勤職員には昨年度から期末手当が支給されていますが、本法人では非常勤組合員の要求に基づく府大教の粘り強い交渉の結果、今年度から非常勤教職員等を対象とする期末手当が新たに設けられました。

☆非常勤教職員等の期末手当

### 1. 基準日等

- (1) 基準日：6月1日及び12月1日
- (2) 調査期間：基準日前6ヶ月間

### 2. 支給対象者

次のア～ウの全てを満たす者

- ア 基準日時点で大阪府立大学非常勤教職員等就業規則の適用を受ける非常勤教職員等（以下「非常勤教職員等」という。）又は大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則の適用を受ける無期雇用教職員（以下「無期雇用教職員」という。）として在職していること若しくは非常勤教職員等又は無期雇用教職員を基準日前1か月以内に退職していること
- イ 基準日（基準日前1か月以内に退職している場合にあつては当該退職の日）時点において、非常勤教職員等又は無期雇用教職員として6か月以上の雇用契約を締結していること
- ウ 調査期間において実績の勤務時間数※が66時間以上である月が1月以上あること

「月66時間以上」の目安は週15.5時間以上です

※勤務時間数は次の時間数の合計とする。（3-（2）、（3）の勤務時間数も同様）

- ・ 現に勤務した時間（時間外勤務及び休日勤務の時間を含む。）
- ・ 業務上又は通勤上の傷病による休職により勤務しなかった時間
- ・ 業務上又は通勤上の災害による休職により勤務しなかった時間
- ・ 職務専念義務免除（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る）により勤務しなかった時間
- ・ 年次有給休暇により勤務しなかった時間
- ・ 特別休暇（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間

### 3. 期末手当の額

#### (1) 計算方法

$$\text{期末手当基礎額} \times \text{支給月数}$$

#### (2) 期末手当基礎額

調査期間(調査期間中に契約更新、再契約した場合の契約更新又は再契約前の契約期間を含む。)において各月における実績の勤務時間数が66時間以上である月の勤務に対して支給されたア及びイに定める額の総額を6で除して得られる額とする。

ア 給料

給料は次の時間数に対して支給された給料の合計とする。

- ・現に勤務した時間
- ・業務上又は通勤上の傷病による休職により勤務しなかった時間
- ・業務上又は通勤上の災害による休職により勤務しなかった時間
- ・職務専念義務免除(給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。)により勤務しなかった時間
- ・年次有給休暇により勤務しなかった時間
- ・特別休暇(給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。)により勤務しなかった時間

イ 時間外勤務手当及び休日勤務手当のうち割増分を除いた額

#### (3) 令和3年6月1日を基準日とする期末手当の期末手当基礎額について

令和3年6月1日を基準日とする期末手当の期末手当基礎額については、上記(2)にかかわらず、令和3年4月1日から令和3年5月31日の2か月間のうち、実績の勤務時間数が66時間以上である月の勤務に対して支給された上記(2)のア及びイに定める額の総額を6で除して得られる額とする。

非常勤教職員等の期末手当は2021年度から予算措置されたため、今回(2021年6月期)の期末手当については「基準日前の6か月間」ではなく2021年4月・5月分の支給実績だけが期末手当基礎額算定の対象になります。

期末手当基礎額は調査期間の支給実績を「6で除して得られる額」と定められているので、今回の期末手当に限って期末手当基礎額は、「(各月における実績の勤務時間数が66時間以上である月の勤務に対して支給された)2021年4月・5月分の『給料』と『時間外勤務手当及び休日勤務手当のうち割増分を除いた額』の総額」を6で割った額になります。

#### (4) 支給月数

6月期	12月期	年間計
1.275月	1.275月	2.55月

### 4. 支給日

6月1日を基準日とする場合 7月の給与支給日に支給

12月1日を基準日とする場合 翌年1月の給与支給日に支給